



札幌市告示第408号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成29年札幌市告示2322号で指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部について指定を解除する。

平成30年（2018年）1月30日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 指定を解除する区域の所在地
札幌市清田区里塚2条4丁目68-3の一部、71-2の一部、78-3の一部
- 2 特定有害物質
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

以上